

「ふくいふるさとの音風景物語コンテスト」開催業務委託 企画提案公募要領

この要領は、「ふくいふるさとの音風景物語コンテスト」の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「ふくいふるさとの音風景物語コンテスト」開催業務

2 業務の目的

福井県では、i P h o n eアプリ「G l o b a l S o u n d s (パイオニア(株)開発)」を使った音風景の投稿を県民に呼びかけている。

今回、音風景を通して楽しみながら身近な環境について考える機会を創出し、音風景のPR強化を図るため、福井の音風景にまつわる物語（思い出作文）のコンテスト（以下、コンテスト）を開催する。

3 業務の内容

(1) 委託業務の内容

「ふくいふるさとの音風景物語コンテスト」開催業務委託仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

4 委託費の限度額

2,600千円（消費税および地方消費税を含む）

5 応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じた者でないこと。
- (2) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めたものであること。
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくはは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

- をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 仕様書等の交付

仕様書等については、次のいずれかの方法により交付するものとする。

- (1) 福井県安全環境部環境政策課環境計画推進グループ（県庁10階）で交付
- (2) 福井県環境政策課のホームページに掲載
(URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyotokontest.html>)

7 参加資格の認定申請手続き

(1) 提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

ア 企画提案参加者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（企業案内等）

イ 福井県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

(2) 提出期限

平成28年6月10日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参もしくは郵送

持参の場合、土曜日、日曜日および国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下、祝日という。）を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合、配達証明書付書留郵便により提出期限までに到着すること。

(4) 提出先

福井県安全環境部環境政策課環境計画推進グループ（県庁10階）

(5) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、応募登録票を提出した者に対し、書面により通知する。

8 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、いずれもA4版縦長・横書き・左綴じで、出来る限り詳細に記載すること。様式は任意（白黒、カラーどちらも可）とする。

ア 企画提案書

イ スケジュール表

ウ 見積書（内訳を項目ごとに詳しく記載すること。税抜きで記載すること。）

エ 実施運営体制が分かる書類

オ 直近3年で実施した同様業務の実績概要（契約書の写しも添付すること。）

カ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(2) 提出部数

各6部とし、うち1部には企画提案書送付状（様式2）を添付すること。

(3) 提出期限

平成28年6月17日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参もしくは郵送

持参の場合、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合、配達証明書付書留郵便により提出期限までに到着すること。

(5) 提出先

福井県安全環境部環境政策課環境計画推進グループ（県庁10階）

〒910-8580 福井県大手3丁目17番1号

電話 0776-20-0301

(6) その他

ア 提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

9 質問および回答

本業務に関する質問については、原則として質問書（様式3）を提出するものとする。

(1) 提出先等

ア 提出期限 平成28年6月10日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 ファクシミリまたは電子メール

（ファクシミリ、電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。）

ウ 提出先 福井県安全環境部環境政策課環境計画推進グループ

FAX 0776-20-0679

電子メール kankyou@pref.fukui.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみファクシミリまたは電子メールにより回答する。

ア 回答方法

応募登録者全員に対し、電子メールまたはファックスにより通知する。

イ その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

10 企画提案書の提出辞退

応募登録票提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退

による不利益な取扱いはしない。

1 1 契約方法等

次の手順による。

- (1) 選定委員会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。
プレゼンテーションは、平成28年6月22日（水）に実施する予定であり、提案者には場所等を別途通知する。
- (2) 企画提案書およびプレゼンテーションの内容を選定委員会で審査した上で契約予定者を決定する。
- (3) 契約予定者は、県と必要な協議が整った後、県が指定する期日までに改めて見積書を提出する。
- (4) 見積書の内容を精査の上、契約予定者と随意契約により契約を締結する。

1 2 審査方法

審査は、選定委員会が行う。選定委員会は、企画提案書等の内容について、提案内容を項目ごとに点数化し、最も高い得点者を契約予定者として決定する。

なお、審査結果は、審査終了後に企画提案書等を提出したすべての者に書面で通知する。審査経過については公表しない。

審査項目は以下のとおりとする。

- (1) 音風景に対する理解について
 - 音風景の趣旨を理解した具体的で分かりやすい提案となっているか。
- (2) コンテスト企画の優良性について
 - ア 応募作品が多数となる応募方法の提案となっているか。
 - イ 応募作品の人気投票に多数の人が参加するような応募方法の提案となっているか。
 - ウ 上位入賞者の発表会に多くの観客が集まる、または、発表会の様子が多数の目にふれるような提案となっているか。
 - エ コンテストについてテレビ、新聞等で情報発信するなど効果的な広報宣伝を実施する提案となっているか。
- (3) 映像作品の制作等について
 - ア 「ふくいふるさとの音風景」の趣旨に合致した映像作品となる提案となっているか。
 - イ 映像作品の活用方法が今後の「ふくいふるさとの音風景」PR活動につながるような提案となっているか。
- (4) 履行体制について
 - ア 実施までのスケジュールが詳細であり、妥当なものとなっているか。
 - イ 実績を有する人員を配置するなど、業務を確実に実行できる体制となっているか。

ウ 過去に同種業務または類似業務の実績を有しているか。

(5) 見積額について

適切に費用を積算し、実現可能な経費内訳となっているか。

(6) その他

上記以外で、当該業務に関する独自の提案があるか。

1.3 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。

(3) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

(4) 本件業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。

1.4 応募先および問い合わせ先

(1) 名称 福井県安全環境部環境政策課環境計画推進グループ (担当 永田、井上)

(2) 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(3) 連絡先 電話 0776-20-0301 (直通)

FAX 0776-20-0679

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

電子メール kankyou@pref.fukui.lg.jp